

○ 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案新旧対照条文
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2～4（略） 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。 一（略） 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、<u>閘門</u>、護岸、堤防、突堤及び胸壁 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、<u>栈橋</u>、<u>浮栈橋</u>、物揚場及び船揚場 四 臨港交通施設 道路、駐車場、<u>橋梁</u>、<u>鉄道</u>、<u>軌道</u>、<u>運河</u>及び<u>ヘリポート</u> 五～九の三（略） 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の<u>休泊所</u>、診療所その他の福利厚生施設 十の二～十四（略） 6～9（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2～4（略） 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。 一（略） 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、<u>こう門</u>、護岸、堤防、突堤及び胸壁 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、<u>さん橋</u>、<u>浮さん橋</u>、物揚場及び船揚場 四 臨港交通施設 道路、駐車場、<u>橋りよう</u>、<u>鉄道</u>、<u>軌道</u>、<u>運河</u>及び<u>ヘリポート</u> 五～九の三（略） 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労働者の<u>休泊所</u>、診療所その他の福利厚生施設 十の二～十四（略） 6～9（略）</p>

(指定特定重要港湾の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、特定重要港湾であつて、長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、かつ、同一の民間事業者により一体的に運営され、又は運営されることとなる岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設であつて国土交通省令で定める規模以上の国際コンテナ埠頭を有するもののうち、コンテナ取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当該特定重要港湾の運営の効率化を図ることが国際競争力の強化のために特に重要なものを指定特定重要港湾として指定するものとする。

2| 前項の指定は、二以上の特定重要港湾の港湾管理者の連携による取組が、その運営の効率化に資すると認められるときは、当該二以上の特定重要港湾について一体としてすることができる。

3| 国土交通大臣は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4| 国土交通大臣は、第一項の指定特定重要港湾（以下単に「指定特定重要港湾」という。）について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定特定重要港湾について指定を取り消すものとする。

5| 第三項の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。

(業務)

第十二条 港務局は、次の業務を行う。

一～三 (略)

(業務)

第十二条 港務局は、左の業務を行う。

一～三 (略)

三の二 前号に掲げるもののほか、港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。

四〇七 (略)

八 船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶の廃油の処理その他船舶に対する役務が、他の者によつて適当かつ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。

九・十 (略)

十一 港湾運営に必要な役務の提供をあつせんすること。

十一の二 前号に掲げるもののほか、港湾区域及び臨港地区内における貨物の積卸し、保管、荷さばき及び運送の改善についてあつせんすること。

十一の三 (略)

十二 船舶乗組員又は港湾における労働者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。

十三・十四 (略)

二〇五 (略)

(入出港書類の統一)

第五十条 第十二条第二項(第三十四条において準用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知(以下「申請等」という。)であつて国土交通省令で定め

三の二 前号に掲げるものの外、港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。

四〇七 (略)

八 船舶に対する給水、離着岸の補助、船舶の廃油の処理その他船舶に対する役務が、他の者によつて適当且つ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。

九・十 (略)

十一 港湾運営に必要な役務の提供をあつ旋すること。

十一の二 前号に掲げるものの外、港湾区域及び臨港地区内における貨物の積卸し、保管、荷さばき及び運送の改善についてあつ旋すること。

十一の三 (略)

十二 船舶乗組員又は港湾労働者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。

十三・十四 (略)

二〇五 (略)

るものの様式（次条第四項の規定により電子情報処理組織を使用してする申請等に係るものを除く。）は、第十二条第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める。

2 国土交通大臣は、前項に掲げるもののほか、港湾管理者が受理する船舶の入出港に関する書類の様式の統一を図るため、港湾管理者に対し必要な勧告をすることができる。

（電子情報処理組織の設置及び管理等）

第五十条の二 国土交通大臣は、申請等であつて国土交通省令で定めるもの及び当該申請等に対する処分のお知らせ、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「処分通知等」という。）を迅速かつ的確に処理させるため、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

2 5 6 （略）

（特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定）

第五十条の四 指定特定重要港湾における第二条の二第一項に規定する国際コンテナ埠頭（以下「特定国際コンテナ埠頭」という。）を運営し、又は運営しようとする者は、指定特定重要港湾の港湾管理者（以下「特

（入出港書類の統一）

第五十条 国土交通大臣は、港湾管理者が受理する船舶の入出港に関する書類の様式の統一を図るため、港湾管理者に対し必要な勧告をすることができる。

（電子情報処理組織の設置及び管理等）

第五十条の二 国土交通大臣は、第十二条第二項（第三十四条において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「申請等」という。）及び当該申請等に対する処分のお知らせ、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「処分通知等」という。）を迅速かつ的確に処理させるため、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

2 5 6 （略）

- 定港湾管理者」という。) に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。
- 一 指定特定重要港湾の港湾計画に適合するものであること。
 - 二 指定特定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該指定特定重要港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。
 - 三 必要な経済的基礎を有し、かつ、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
 - 四 その他国土交通省令で定める要件に適合すること。
- 2 特定港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が同項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 3 特定港湾管理者は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
 - 4 特定港湾管理者は、第二項の認定をするに当たつては、国土交通省令で定めるところにより、当該認定の申請の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 前項の規定により縦覧に供された認定の申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。
 - 6 特定港湾管理者は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者(以下「認定運営者」という。)の氏名又は名称、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業の概要、前項の規定により提出された意見書

の処理の経過その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

7| 特定港湾管理者は、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、認定運営者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8| 特定港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた認定運営者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、特定港湾管理者は、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

9| 国土交通大臣は、特定港湾管理者に対し、前項前段の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を述べることができる。

(特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会)

第五十条の五 特定港湾管理者は、指定特定重要港湾ごとに、特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該指定特定重要港湾の運営の効率化に関し必要な協議を行うため、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2| 協議会は、特定港湾管理者の長、国土交通大臣その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び認定運営者をもつて構成する。

3| 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4| 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五十四条の二 (略)

2 (略)

(特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産等の貸付け)

第五十五条 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産である第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設を認定運営者に貸し付けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の貸付けをしようとするときは、当該貸付けに係る港湾施設の位置及び名称、貸付けの時期その他の国土交通省令で定める事項について、あらかじめ、特定港湾管理者の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の貸付けをするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 特定港湾管理者は、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第二百三十八条第四項に規定する行政財産を認定運営者に貸し付けることができる。

5 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二条第一項に規定する指定法人は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第三条第一項第二号イに規定する岸壁等を認定運営者に貸し付けることができる。

第五十五条 (略)

2 (略)

6 第一項及び前二項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

7 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項の貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は第四項の貸付けについて、それぞれ準用する。

8 第四項の規定により特定港湾管理者が同項に規定する行政財産を認定運営者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合、又は第五十五条第四項の規定により貸付けをする場合」とする。

9 前各項に定めるもののほか、特定国際コンテナ埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）

第五十五条の八 国は、特定港湾管理者が認定運営者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する前条第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で

政令で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることができる。

2] 前条第三項から第五項までの規定は、前項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、同条第三項中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 港湾運送事業等（第四条―第二十二條の四）</p> <p>第三章 港湾運送事業抵当（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第四章 雑則（第二十九条―第三十三條の三）</p> <p>第五章 罰則（第三十四条―第四十條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>254 （略）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>254 （略）</p> <p>5 この法律で「特定港湾」とは、コンテナ貨物の積卸しの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>6 この法律で「検数人」とは、職業として検数に従事する者をいい、「鑑定人」とは、職業として検量に従事する者をいう、「検量人」とは、職業として検量に従事する者をいう。</p>

第二章 港湾運送事業等

(許可)

第四条 前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「一般港湾運送事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、同条第五号から第七号までに掲げる港湾運送事業（以下「検数事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該許可に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

(許可の申請)

第五条 港湾運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二・三 (略)

四 (略)

第二章 港湾運送事業等

(免許)

第四条 特定港湾以外の港湾において前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「一般港湾運送事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、同条第五号から第七号までに掲げる港湾運送事業（以下「検数事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類ごとに国土交通大臣の免許を受けなければならない。この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の免許を受けた者は、当該免許に係る港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該免許に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

2 一般港湾運送事業等の免許は、利用者、取扱貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

(免許の申請)

第五条 港湾運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二・三 (略)

四 業務の範囲を限定して免許を受けようとする場合においては、利用者、取扱貨物その他業務の範囲

五 (略)

2 前項の申請書には、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 (略)

(許可基準)

第六条 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 (略)

二 検数事業等にあつては、検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

三〇五 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。

一・二 (略)

三 港湾運送事業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当該現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

2 前項の申請書には、事業の収支見積その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 (略)

(免許基準)

第六条 国土交通大臣は、港湾運送事業の免許をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業の開始により港湾運送供給量が港湾運送需要量に対し著しく過剰にならないこと。

二 (略)

三〇五 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の免許をしなければならない。

一・二 (略)

三 港湾運送事業の免許又は許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当該現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

第七条及び第八条 削除

(検数人等の登録)

第七条 検数人、鑑定人又は検量人（以下「検数人等」という。）になるうとする者は、その者の住所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）の検数人登録簿、鑑定人登録簿又は検量人登録簿に、国土交通省令で定める手続により、登録を受けなければならない。

(欠格事由)

第七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、検数人等になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- 三 第十六条の三第二項の規定により登録の取消しを受けた日から一年を経過しない者

(登録の抹消)

第七条の三 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、検数人等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

- 一 業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 前条第一号又は同条第二号に該当するに至ったとき。

四 第十六条の三第二項の規定により登録の取消しをしたとき。

(登録料の納付)

第七条の四 検数人等の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録料を納めなければならない。

(事業開始の義務)

第八条 港湾運送事業の免許を受けた者（以下「港湾運送事業者」という。）は、国土交通大臣の指定する期間内に、当該港湾運送事業を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に当該港湾運送事業を開始することができないときは、国土交通大臣は、申請により、その期間を延長することができる。

(運賃及び料金)

第九条 港湾運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

(運賃及び料金)

第九条 港湾運送事業の許可を受けた者（以下「港湾運送事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の港湾運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

(港湾運送約款)

第十一条 一般港湾運送事業の許可を受けた者（以下「一般港湾運送事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつてこれをしなければならない。

一 (略)

二 少なくとも貨物の受取及び引渡し並びに一般港湾運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(運賃及び料金並びに港湾運送約款の揭示)

第十二条 港湾運送事業者は、第九条第一項の規定により届け出た運賃及び料金（特定の荷主又は船舶運航事業者に限つて定められたものを除く。）並びに前条第一項の規定により認可を受けた港湾運送約款を営業所において利用者の見やすいように掲示しなければならない。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(港湾運送約款)

第十一条 一般港湾運送事業の免許を受けた者（以下「一般港湾運送事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 (略)

二 少くとも貨物の受取及び引渡し並びに一般港湾運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(運賃及び料金並びに港湾運送約款の揭示)

第十二条 港湾運送事業者は、運賃及び料金（特定の荷主又は船舶運航事業者に限つて定められたものを除く。）並びに港湾運送約款を営業所において利用者の見やすいように掲示しなければならない。

(港湾運送の引受義務)

第十五条の二 港湾運送事業者は、左の場合を除いて、港湾運送を拒絶してはならない。

一 当該港湾運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき

(下請の制限)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第三条第二号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「港湾荷役事業等」という。）の許可を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運送（他の港湾運送事業者から引き受けたものを除く。）については、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に第一項の国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る港湾運送を自ら行わなければならない。

4 港湾荷役事業等の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を自ら行わなければならない。

5・6 (略)

(公正な検数事業等の確保)

第十六条の二 検数事業等の許可を受けた者は、公正に検数、鑑定又は検量を行わなければならない。

9

二 天災その他やむを得ない事由による港湾運送上の支障があるとき。

三 当該港湾運送が第十一条第一項の規定により認可を受けた港湾運送約款に適合しないとき。

(下請の制限)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第三条第二号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「港湾荷役事業等」という。）の免許を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運送（他の港湾運送事業者から引き受けたものを除く。）については、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に第一項の国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る港湾運送を自ら行わなければならない。

4 港湾荷役事業等の免許を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を自ら行わなければならない。

5・6 (略)

(氏名の明示)

第十六条の二 検数事業等の免許を受けた者は、検数、鑑定又は検量（以下「検数等」という。）の依頼を受けた場合には、当該検数等に従事する者の氏名を依頼者及び関係人に告げなければならない。

(検数人等の禁止行為)

第十六条の三 検数人等は、船積貨物について左の各号に該当する行為をしてはならない。

一 箇数の不正な計算又は受渡の虚偽の証明

二 積付に関する虚偽の証明又は鑑定

三 容積又は重量の不正な計算

2 地方運輸局長は、検数人等が前項の規定に違反したときは、一年以内において当該検数人等の業務の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

(会計)

第十七条の三 港湾運送事業者は、その事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について国土交通省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により認可を受けて港湾運送事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により港湾運送事業を承継した法人は、免許に基づく権利義務を承継する。

4 (略)

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により認可を受けて港湾運送事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により港湾運送事業を承継した法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

4 (略)

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の

通知を受ける日までは、第四条の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

6 (略)

(事業の休廃止の届出)

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(事業改善命令)

第二十一条 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

通知を受ける日までは、第四条第一項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

6 (略)

(事業の休廃止の許可等)

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 | 港湾運送事業を経営する法人の解散の決議又は総社員の同意は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 | 国土交通大臣は、当該事業の休止若しくは廃止又は当該法人の解散によつて利用者の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除くほか、第一項の許可又は前項の認可をしなければならぬ。

4 | 第一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

5 | 前二項の規定は、災害による港湾施設の損壊その他やむを得ない事由に基く事業の休止若しくは廃止又は法人の解散については、適用しない。

(事業改善命令)

第二十一条 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

(事業の停止及び許可の取消)

第二十二條 国土交通大臣は、港湾運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基づく処分を違反したとき。
- 二・三 (略)

- 一 運賃及び料金又は港湾運送約款を変更すること。
- 二 事業計画を変更すること。

(事業の停止及び免許の取消)

第二十二條 国土交通大臣は、港湾運送事業者が左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の免許を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基づく処分を違反したとき。
- 二・三 (略)

(特定港湾における一般港湾運送事業等)

第二十二條の二 特定港湾において一般港湾運送事業等を営もうとする者は、一般港湾運送事業等の種類及び特定港湾ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る特定港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該許可に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

2 | 第五條(第一項第四号に係る部分を除く。)及び第六條(第一項第一号に係る部分を除く。)の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第五條第二項中「事業の収支見積」とあるのは、「資金計画」と読み替えるものとする。

3 | 特定港湾における一般港湾運送事業等の許可を受けた者(以下「特定港湾一般港湾運送事業者等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出な

なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 | 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定港湾一般港湾運送事業者等に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 | 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 | 他の特定港湾一般港湾運送事業者等との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

5 | 特定港湾一般港湾運送事業者等は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

6 | 第十条、第十二条、第十四条から第十五条の二まで、第十七条、第十八条の二、第十八条第四項から第六項まで（第六項にあつては、第四項に係る部分に限る。）、第十八条の二、第十八条の三、第二十一条及び第二十二条の規定は特定港湾一般港湾運送事業者等について、第十一条、第十三条並びに第十六条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は特定港湾における一般港湾運送事業の許可を受けた者（以下「特定港湾一般港湾運送事業者」という。）について、同条第三項から第六項までの規定は特定港湾における港湾荷役事業等の許可を受けた者について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「港湾運送事業者」とあるのは「特定港湾一般港湾運送事業者等」と、第十七条第二項及び第十八条第六項中「第六条」とあるのは「第二十二条の第二項において準用する第六条（第一項第一号に係る部分を除く。）」と、同条第五項中「第四条第一項」とあるのは「第二十二条の二第二項」と、第二十一条第一号中「運賃及び料金又は港湾運送約款」とあるの

(港湾運送関連事業の届出)

第二十二條の二 (略)

(料金)

第二十二條の三 (略)

2| 第九條第二項の規定は、港湾運送関連事業者が前項の規定により届出た料金について準用する。

は「港湾運送約款」と読み替えるものとする。

7| 特定港湾における一般港湾運送事業等についての第十八條第三項及び第六項(第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定の適用については、同條第三項中「免許」とあるのは「許可」と、同條第六項中「第六條」とあるのは「第二十二條の二第二項において準用する第六條(第一項第一号に係る部分を除く。)」とする。

8| 第二十條第二項の規定は、解散する法人の経営する港湾運送事業が特定港湾(特定港湾を起点又は終点とする指定区間を含む。)における一般港湾運送事業等のみである場合には、適用しない。

(港湾運送関連事業の届出)

第二十二條の三 (略)

(料金)

第二十二條の四 (略)

(料金の変更命令及び聴聞の特例)

第二十二條の五 国土交通大臣は、港湾運送関連事業者が前條の規定により届け出た料金が次の各号の基準に適合しないと認めるときは、当該港湾運送関連事業者に対し、期限を定めて当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を

含むものであること。

2 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 国土交通大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第二項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（料金の割戻しの禁止及び料金の揭示）

第二十二條の四 第十条の規定は港湾運送関連事業者が収受した料金について、第十二條の規定は港湾運送関連事業者が前条第一項の規定により届け出た料金について準用する。

第三章 港湾運送事業抵当

（港湾運送事業財団の設定）

第二十三條 一般港湾運送事業等の許可を受けた者（以下この章において「一般港湾運送事業者等」という。）は、抵当権の目的とするため、港湾運送事業財団を設けることができる。

含むものであること。

2 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 国土交通大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第二項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（料金の割戻しの禁止及び料金の揭示）

第二十二條の六 第十条の規定は港湾運送関連事業者が収受した料金について、第十二條の規定は港湾運送関連事業者が第二十二條の四の規定により届け出た料金について準用する。

第三章 港湾運送事業抵当

（港湾運送事業財団の設定）

第二十三條 一般港湾運送事業等の免許を受けた者及び特定港湾一般港湾運送事業者等（以下この章において「一般港湾運送事業者等」という。）は、抵当権の目的とするため、港湾運送事業財団を設けることができる。

第四章 雑則

(許可等の条件又は期限)

第二十九条 許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港湾運送事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(職権の委任)

第三十条 この法律に規定する国土交通大臣の職権の一部であつて政令で定めるものは、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同じ。)が行う。

2 (略)

(運輸審議会への諮問)

第三十一条 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可の取消し若しくは事業の停止又は港湾運送事業における運賃及び料金に関する変更命令に関しては、運輸審議会に諮らなければならない。

第四章 雑則

(免許等の条件又は期限)

第二十九条 免許、許可又は認可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港湾運送事業者(特定港湾一般港湾運送事業者等を含む。以下この章において同じ。)に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(職権の委任)

第三十条 この法律に規定する国土交通大臣の職権の一部であつて政令で定めるものは、地方運輸局長が行う。

2 (略)

(運輸審議会への諮問)

第三十一条 国土交通大臣は、港湾運送事業の免許、免許若しくは許可の取消し若しくは事業の停止又は港湾運送事業における運賃及び料金に関する認可若しくは変更命令に関しては、運輸審議会に諮らなければならない。

(港湾管理者に対する通知等)

第三十二条 国土交通大臣は、第九条第二項又は第二十一条の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令(検数事業等に係るものを除く。)をしようとするときは、当該港湾管理者の意見を聴かなければならない。

2 国土交通大臣は、一般港湾運送事業等に関し、許可をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は許可の取消しをした場合においては、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

(指定区間においてする内航運送の特例)

第三十三条の二 内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の規定は、一般港湾運送事業者又ははしけ運送事業の許可を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という。)が当該事業の許可を受けた港湾を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含み、一般港湾運送事業者については一般港湾運送事業に相当する事業の一部として行う場合に限る。)については、これを適用しない。一般港湾運送事業者又ははしけ運送事業者が死亡した場合において、第十八条第五項の規定により引き続き事業を営む者についても、同様とする。

(港湾管理者に対する通知等)

第三十二条 国土交通大臣は、第二十一条(第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。)又は第二十二條の二第四項の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令(検数事業等に係るものを除く。)をしようとするときは、当該港湾管理者の意見を聞かなければならない。

2 国土交通大臣は、一般港湾運送事業等に関し、免許若しくは許可をし、事業の廃止の許可若しくは届出の受理をし、又は免許若しくは許可の取消しをした場合においては、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

(指定区間においてする内航運送の特例)

第三十三条の二 内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の規定は、一般港湾運送事業者、はしけ運送事業の免許を受けた者(以下「はしけ運送事業者」という。)、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾におけるはしけ運送事業の許可を受けた者(以下「特定港湾はしけ運送事業者」という。)が当該事業の免許又は許可を受けた港湾を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送(自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含み、一般港湾運送事業者又は特定港湾一般港湾運送事業者については一般港湾運送事業に相当する事業の一部として行う場合に限る。)については、これを適用しない。一般港湾運送事業者、はしけ運送事業者、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事業者が死亡した場合において、第十八条第五

2 第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八条の二及び第十八条の三の規定は、前項の運送について準用する。この場合において、第十四条中「港湾運送事業」とあるのは、「第三十三条の二第一項の運送」と読み替えるものとする。

第五章 罰則

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定による許可を受けないで港湾運送事業を営んだ者

二 第十四条（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第三十五条 第二十二条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

項（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き事業を営む者についても、同様とする。

2 第九条の規定は一般港湾運送事業者又ははしけ運送事業者が行う前項の運送について、第二十二条の二第三項及び第四項の規定は特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事業者が行う前項の運送について、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八条の二及び第十八条の三の規定は同項の運送について準用する。この場合において、第十四条中「港湾運送事業」とあるのは、「第三十三条の二第一項の運送」と読み替えるものとする。

第五章 罰則

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による免許又は第二十二条の二第一項の規定による許可を受けないで港湾運送事業を営んだ者

二 第四条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反して一般港湾運送事業等を営んだ者

三 第十四条（第二十二条の二第六項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第三十五条 第二十二条（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六条 削除

第三十七条 第十八条の二第一項（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二條の三第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者
- 二 第九条第二項（第二十二條の三第二項及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して運賃又は料金を収受した者
- 三 第十条（第二十二條の四及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して運賃又は料金の割戻しをした者
- 四 第十一条第一項（第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条の規定による登録を受けなくて職業として検数等に従事した者

二 第十六条の三第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十七条 第十八条の二第一項（第二十二條の二第六項及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項（第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けなくて、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者
- 二 第十条（第二十二條の二第六項、第二十二條の六及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して運賃又は料金の割戻しをした者
- 三 第十一条第一項（第二十二條の二第六項及び第三十三條の二第二項

む。)の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた港湾運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五] 第十五条(第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六] 第十六条第六項、第十七条の二第二項又は第二十一条の規定による命令に違反した者

七] 第十七条第一項の規定による認可を受けないで事業計画を変更した者

八・九 (略)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して第三十四条、第三十五条又は前二条

において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた港湾運送約款によらないで、運送契約を締結した者

四] 第十五条(第二十二条の二第六項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十五条の二(第二十二条の二第六項に

おいて準用する場合を含む。)、又は第十六条の二の規定に違反した者
五] 第十六条第六項(第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。)、第十七条の二第二項(第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。)、又は第二十一条(第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者

六] 第十七条第一項(第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けないで事業計画を変更した者

七] 第二十条第一項の規定による許可を受けないで事業を休止し、又は廃止した者

八] 第二十二条の二三項(第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。)、又は第二十二条の四の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

九] 第二十二条の二第四項(第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。)、又は第二十二条の五第一項の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者

十・十一 (略)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して第三十四条から前条までの違反行為

の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十二条（第二十二條の四及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二條の二の規定による揭示若しくは表示をせず、又は虚偽の揭示若しくは表示をした者

二 第十七條第三項又は第二十二條の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二條の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

四 第二十二條の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、港湾運送関連事業を営んだ者

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十二条（第二十二條の二第六項、第二十二條の六及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二條の二の規定による揭示若しくは表示をせず、又は虚偽の揭示若しくは表示をした者

二 第十七條第三項（第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。）又は第二十二條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二條の二第五項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

四 第二十二條の三第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、港湾運送関連事業を営んだ者

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第六條 削除</p> <p>第四十二條 第四條、第八條第二項、第二十一條又は第三十五條の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一万円以下の罰金又は科料に処する。</p>	<p>（夜間入港の制限）</p> <p>第六條 前條第二項に規定する国土交通省令の定める船舶は、港長の許可のある場合又は海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、日没から日出までの間は、同項に規定する港に入港してはならない。</p> <p>第四十二條 第四條、第六條、第八條第二項、第二十一條又は第三十五條の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一万円以下の罰金又は科料に処する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二 <u>次項第四号の二の港湾整備事業を行う者に係る貸付け</u></p> <p>七～十（略）</p> <p>3 前二項の「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 <u>港湾法第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良の事業</u></p> <p>五～九（略）</p> <p>（港湾整備勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 <u>港湾法第五十五条の八第一項の規定による貸付金の償還金</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七～十（略）</p> <p>3 前二項の「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五～九（略）</p> <p>（港湾整備勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一～四（略）</p>

五〇八 (略)

2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一〇四 (略)

四の二 港湾法第五十五条の八第一項の規定による貸付金

五〇九 (略)

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄港湾整備事業に関する費用で国庫が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費、港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金並びに港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

2・3 (略)

五〇八 (略)

2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一〇四 (略)

五〇九 (略)

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄港湾整備事業に関する費用で国庫が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費、港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金並びに港湾法第五十五条の七第一項、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

2・3 (略)

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	（略）	（略）	（略）
四十 港湾運送事業の許可	<p>港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条（許可）の規定による港湾運送事業の許可</p> <p>（一） 一般港湾運送事業の許可</p> <p>（二） 港湾荷役事業の許可</p>	<p>港湾の数</p> <p>港湾の数</p>	<p>一 港湾につき 九万円</p> <p>一 港湾につき</p>
四十 港湾運送事業の免許又は許可	<p>（一） 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条第一項（免許）の規定による港湾運送事業の免許</p> <p>イ 一般港湾運送事業の免許</p> <p>ロ 港湾荷役事業の免許</p>	<p>港湾の数</p> <p>港湾の数</p>	<p>一 港湾につき 九万円</p> <p>一 港湾につき</p>

(略)	(三) はしけ運送事業の許可又はいか だ運送事業の許可	許可件数及び 港湾の数	六万円 一件一港湾に つき三万円
	(四) 検数事業の許可、鑑定事業の許 可又は検量事業の許可	許可件数	一件につき三 万円
(略)	(二) ハ はしけ運送事業の免許又はい かだ運送事業の免許	免許件数及び 港湾の数	六万円 一件一港湾に つき三万円
	ニ 検数事業の免許、鑑定事業の 免許又は検量事業の免許	免許件数	一件につき三 万円
	イ 一般港湾運送事業の許可	港湾の数	一港湾につき 九万円
	ロ 港湾荷役事業の許可	港湾の数	一港湾につき 六万円
	ハ はしけ運送事業の許可又はい かだ運送事業の許可	許可件数及び 港湾の数	一件一港湾に つき三万円

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第一（第三十条の七関係）	
(略)	百十三 削除	(略)	提供を受ける国の 機関又は法人 事務
(略)		(略)	
現行		別表第一（第三十条の七関係）	
(略)	百十三 省	(略)	提供を受ける国の 機関又は法人 事務
(略)	国土交通 務であつて総務省令で定めるもの	(略)	

○ 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（岸壁等の貸付け）</p> <p>第四条 指定法人は、岸壁等を貸し付ける場合においては、次に掲げる者に対し、旧公団法第二条第一号に規定する外航貨物定期船（以下「外航貨物定期船」という。）の使用の一単位ごとに岸壁等を一体として貸し付けるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該岸壁等に係る港湾について港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）<u>第三条第一号の一般港湾運送事業の許可を受けた者</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（岸壁等の貸付け）</p> <p>第四条 指定法人は、岸壁等を貸し付ける場合においては、次に掲げる者に対し、旧公団法第二条第一号に規定する外航貨物定期船（以下「外航貨物定期船」という。）の使用の一単位ごとに岸壁等を一体として貸し付けるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該岸壁等に係る港湾について港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）<u>第三条第一号の一般港湾運送事業の免許又は許可を受けた者</u></p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 次に掲げる施設の用に供されている土地等</p> <p>イ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項（定義）に規定する港湾施設（同条第四項に規定する臨港地区外にある港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）<u>第九条第一項（運賃及び料金）</u>に規定する港湾運送事業者の同法第二条第一項第四号（定義）に規定する荷さばき場を含む。）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条（漁港施設の意義）に規定する漁港施設</p> <p>ロ（略）</p> <p>十四～二十五（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 次に掲げる施設の用に供されている土地等</p> <p>イ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項（定義）に規定する港湾施設（同条第四項に規定する臨港地区外にある港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）<u>第八条第一項（事業開始の義務）</u>に規定する港湾運送事業者又は同法第二十二條の二第三項（特定港湾における一般港湾運送事業等）に規定する特定港湾一般港湾運送事業者等の同法第二条第一項第四号（定義）に規定する荷さばき場を含む。）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条（漁港施設の意義）に規定する漁港施設</p> <p>ロ（略）</p> <p>十四～二十五（略）</p>